

# Open Connectivity eXchange利用規約

BBIX株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（規約の適用）

1. BBIX 株式会社（以下「当社」といいます。）は、この Open Connectivity eXchange利用規約（以下「本規約」といいます）に従い、「Open Connectivity eXchange」（後記第2条（定義）第1号に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 当社は、本サービスに関する個別の規定（以下「個別規定」といいます。）を別途定めず。この場合、個別規定は本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規定との間に齟齬が生じた場合、個別規定が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、当社所定の方法により契約者に通知することにより本規約及び個別規定を変更することがあります。その場合には、利用料金等その他の本サービス提供条件は変更後の規定によります。
4. 本サービスを提供するにあたり、当社の他のサービスに関して規定される規約、約款等は、本規約又は個別規定に特別の定めがない限り適用されず、本サービスに関する条件は、すべて本規約及び個別規定の定めによるものとします。
5. 前各項の他、当社が本サービスの提供に関してサービス規定、サービスマニュアル等において細目を定めた場合には、契約者はこれに従うものとします。

### 第2条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「Open Connectivity eXchange」（本サービス）とは、リソースメニュー及び専用コントロールパネルをいいます。
- (2) 「リソースメニュー」とは専用コントロールパネル上で利用契約にかかる申込ができるネットワーク、ネットワーク機能を有するソフトウェア等の個々のリソースを総称していい、各リソースメニューの内容及び提供条件は個別規定に定めるものをいいます。
- (3) 「専用コントロールパネル」とは、契約者がリソースメニューの利用契約にかかる申込及び設定・制御の操作画面及びその機能をいいます。
- (4) 「専用アカウント」とは専用コントロールパネルを利用する権限をいいます。
- (5) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約及び個別規定に基づく契約をいいます。
- (6) 「申込者」とは、当社に利用契約の申込をした法人やその他の団体等をいいます。
- (7) 「契約者」とは、申込者のうち、当社が本サービスの利用を承諾し、当社との間で利用契約が成立した本サービスの契約者をいいます。
- (8) 「コロケーション事業者」とは、当社が、本サービスの設備を設置するために利用するコロケーションサービスを提供する事業者をいいます。
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税及び地方税法の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。

- (10) 「利用料金等」とは、本サービスの初期費用、利用料金、工事費その他本規約に基づき当社が契約者に対して有する一切の債権（ただし、割増金及び延滞利息を除きます）及びこれらに対する消費税相当額の総称をいいます。
- (11) 「設備」とは、本サービスの利用に関し当社が設置する電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (12) 「SLA」とは、本サービスに求められる品質保証の水準と、当社が契約者に対する責任と制限について定めた合意のことです。

## 第2章 利用契約

### 第3条（利用契約の申込）

1. 専用コントロールパネルの利用契約の申込は、予め本規約に同意の上、当社所定の方法により、当社に行うものとします。なお、申込の際には、当社が別途設ける申込条件を満たすことを要する場合や、審査等のため申込者の印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。
2. リソースメニューの利用契約の申込は、各個別規定の定めによるものとします。

### 第4条（利用契約の成立）

1. リソースメニューの利用契約の成立は、各個別規定の定めによるものとします。
2. 専用コントロールパネルの利用契約は、前条に従って行われた申込を当社が審査を行い、当該申込を承諾した上で、専用アカウント及び顧客IDを契約者へ通知した日に成立するものとします。
3. 当社は、前2号の利用申込について、次の各号の一に該当する場合には、当該利用契約の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 当社所定の申込条件が満たされていないとき。
  - (2) 利用契約申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記載漏れがあったとき。
  - (3) 申込者が当社に対する債務の弁済を遅延しているとき、又は遅延するおそれがあるとき。
  - (4) 申込者が、過去に当社から本サービスの利用契約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、又は本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき。
  - (5) 当社に利用契約の申込を受諾するだけの設備の余裕がないとき。
  - (6) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。
  - (7) 利用契約の申込を承諾することが、当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき。
  - (8) 申込者が第24条（反社会的勢力の排除）の規定に違反している事実があると当社が判断したとき。
  - (9) その他個別規定等に定めるとき、又は当社が適当でないと判断したとき。

### 第5条（契約情報の変更届出）

1. 当社に届け出ている契約者の情報に変更があった場合、契約者は当社に速やかに当社所定の方法をもって届出を行うものとします。
2. 前項の届出があったときは、契約者が当社に対してその届出があった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する書類を提示いただく場合があります。
3. 第1項に規定する変更の届出を速やかに行わなかったことにより契約者が不利益を被った場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

## 第3章 サービスの提供

### 第6条（本サービスの提供範囲）

1. 当社は契約者に対し、利用契約の内容に従い、本サービスを提供するものとします。
2. 本サービスのSLAは、各個別規定に定める通りとします。

### 第7条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内とします。なお、提供区域の詳細は、当社が別途定めるものとします。

## 第4章 利用料金等の支払

### 第8条（料金等）

1. 契約者は、専用コントロールパネルから有償でリソースメニューを購入することにより、料金等の請求が発生します。なお、課金開始及び変更、終了など利用料金等の計算は、各個別規定に定めるものとします。
2. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が契約者に対して有する債権の請求を第三者に委託出来るものとします。
3. 料金等の支払の履行遅延があった場合又は事由の如何を問わず料金等の支払の確認が出来なかった場合、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
4. 当社は、契約者に対し3か月前までに通知することにより、本サービスの利用料金等を変更出来るものとし、当該通知の3か月後の日が属する月の翌日よりその効力が発生するものとします。

### 第9条（第三者を介した支払い）

1. 契約者が、第三者を介して利用料金等及び割増金及び延滞利息を支払う場合は、当該第三者に対しても本規約及び個別規定等を遵守させるとともに契約者が全責任を負うものとし、当社は、契約者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。
2. 前項の場合において、当社に生じた不利益は全て契約者の負担とし、かかる事由により当社に損害が生じた場合には、当社は契約者に対してその損害の賠償を請求することが出来るものとします。

### 第10条（割増金）

契約者は、利用料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額に加えて、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として当社が定める方法により支払うものとします。

### 第11条（延滞利息）

1. 契約者は、利用料金等又は前条に定める割増金その他利用契約に基づき当社に対して負担する債務を、支払期日を経過しても支払わない場合には、未払金額に対する支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が定める方法により支払うものとします。
2. 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

### 第12条（支払方法等）

1. 契約者は、別途当社が指定する場合をのぞき、当社が指定する金融機関口座への振り込みにより、利用料金等を支払うものとします。振込にかかる費用は契約者の負担とします。
2. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても受領した利用料金等を返還する義務を負わないものとします。
3. 当社が特に定めた場合を除き、割増金及び延滞利息の支払いについても前各項の規定が適用されるものとします。

## 第5章 契約者又は当社の責務等

### 第13条（サービス利用環境の維持）

1. 契約者は、本サービスを利用するために必要な機器、設備を自己の責任をもって管理し、本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任をもって維持するものとします。
2. 前項に定める利用環境が維持されなかったために契約者が本サービスを利用できなかった場合であっても、当社は一切の責任を負わず、また利用料金等の減額・返還等には応じないものとします。
3. 契約者は、本サービスを利用することができなくなったとき、その旨を当社に通知するものとします。
4. 契約者は、設備が故障した場合に契約者の情報が消失することがあることをあらかじめ承するものとし、当社はかかる情報消失につき何らの責任を負わないものとします。

### 第14条（不正利用防止の管理）

1. 契約者は、契約者の端末機器及び本サービスのID及びパスワードを他人に無断で使用されないよう、契約者自身の責任においてこれらを管理するものとします。
2. 契約者は、本サービスのID及びパスワードを他人に使用させてはならないものとします。
3. 契約者は、本サービスのID及びパスワードを忘れた場合や第三者に知られた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
4. 当社が契約者に付与した本サービスのID及びパスワードの受信を確認した場合、その後ログアウトまでの一連の通信は当該契約者の正当な権限者によって行われているものとみなします。この場合、盗用、第三者による不正使用であっても、全て契約者によって行われたものとみなし、契約者が利用料金等を負担するものとし、当社は責任を負いません。

### 第15条（情報セキュリティと通信ログ）

1. 当社は、本サービスを提供するにあたり、当社Webページ「情報セキュリティポリシー」(<https://www.bbix.net/security/>)を遵守し、適切に情報資産を扱って、情報セキュリティの維持に努めます。
2. 当社は、本サービスの利用に係る通信ログについて、課金・料金請求、当社が提供するサービスの維持・継続・改善及びネットワーク安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

### 第16条（情報等の削除）

会員が当社の本サービス提供のためのサーバーに登録した情報が、以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は、当該会員に通知することなく、当該情報又は文章等を削除することができるものとします。

- (1) 第20条（禁止事項）各号の禁止行為に該当する場合、又はリソースメニューの個別規定において禁止事項として定められた行為に該当する場合。
- (2) 本サービスの保守管理上削除することが必要であると当社が判断した場合。
- (3) 登録、提供された情報又は文書等の容量が当社の設備の所定の記録容量を超過した場合。
- (4) 本サービスの利用契約が終了した場合。
- (5) その他、当社が削除の必要があると判断した場合。

## 第17条（知的財産権）

1. 本サービスに関して当社が契約者に提供する情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権及びノウハウ等の一切の権利は、当社及びBBSakura Networks株式会社又は当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものです。本規約、サービスサイト、本サービスのホームページ又は本サービスの提供過程における当社から契約者に対する情報の開示は、明示又は黙示を問わず、いかなる意味においても、当社又は第三者から契約者に対する、当該情報に係る特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ等に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。
2. 本条の規定は、本サービスの契約終了後も効力を有するものとします。

## 第18条（個人情報）

1. 当社は、契約者及び申込者の個人情報の収集、利用、提供を、当社Webページ「個人情報保護のための行動指針」(<https://www.bbix.net/privacy/>)に従い適切に実施します。
2. 当社及び当社の代理店は、当社Webページ「当社における個人情報の取り扱いについて」に基づき、個人情報を利用出来るものとします。
3. 当社は、本サービスの提供のために当社が必要と認める範囲で、契約者の個人情報を、代理店である法人に対し提供することができ、契約者はこれに同意するものとします。

## 第19条（禁止事項）

1. 契約者は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 他者もしくは当社の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
  - (2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
  - (3) 他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為。
  - (4) 他者もしくは当社を誹謗中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、又は公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。
  - (5) ブロードキャストストーム、迷惑メールもしくはスパムメールの送信、DOS攻撃、コンピュータウィルスの配布その他、当社の本サービス設備の正常な稼働を妨げる行為又はそのおそれのある行為。
  - (6) 事実に反する、又はそのおそれのある情報を提供する行為。
  - (7) 本人の同意を得ることなく、又は不当な手段により他者の個人情報もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。
  - (8) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり又は他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりする行為。
  - (9) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。
  - (10) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
  - (11) その他、当社が不適切と判断する行為。
2. 契約者は、本サービスの利用とその結果につき一切の責任を負うものとします。万一、契約者の本サービスの利用に関連し又は起因して、他の契約者又は第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。
3. 当社は、何人に対しても、第1項に定める契約者の行為が行われないよう監視し、又はこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

## 第20条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証します。
  - (1) 自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等（同条第1号に規定する行為。）を常習的に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人（以下併せて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
  - (2) 自己の代表者、役員又は主要な職員（雇用形態及び契約形態を問わない。）が反社会的勢力に該当しないこと。
  - (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと。
  - (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。
  - (5) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。
  - (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
  - (7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
2. 契約者は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 当社又は第三者に対する暴排法第9条各号に定める暴力的要求行為。
  - (2) 当社又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 当社又は第三者に対する、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
  - (4) 偽計又は威力を用いて当社又は第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
3. 契約者は、以下の各号のいずれかに該当する者（以下「委託先等」といいます。）に対しても、前2項の規定を遵守させる義務を負うものとします。
  - (1) 当社と契約者間の取引に関連する契約（以下「関連契約」といいます。）の代理又は媒介を第三者に委託している場合における当該第三者。
  - (2) 関連契約を第三者と締結している場合における当該第三者。
  - (3) 前2号に規定する第三者から下請又は再委託を受けている者（下請又は再委託が数次にわたる場合は、その全てを含む。）。
4. 契約者は、自ら又は自己の委託先等が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに当社にその事実を報告するものとします。
5. 当社は、契約者に対し、委託先等による第1項及び第2項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができるものとします。この場合、契約者は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければなりません。
6. 当社は、委託先等が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、当社と契約者間で締結されたすべての契約の全部又は一部を解除し、かつ、契約者に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができるものとします。
7. 契約者は、前項の規定により、当社と契約者間で締結された契約を解除された場合又は反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、当社に対し、その名目を問わず、当該解除又は措置に関し生じた損害及び費用の一切の請求をしないものとします。



8. 当社は、第6項の規定により当社と契約者間で締結された契約を解除したことにより損害を被った場合には、契約者に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

## 第6章 本サービスの停止等

### 第21条（本サービスの停止及び廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に事前に通知せずに、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとします。
  - (1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の保守上又は工事上やむを得ない場合、又はこれらに障害が生じた場合。
  - (2) コロケーション事業者がコロケーションサービスの一環として提供する電気通信サービスの提供が中止、休止、停止又は制限された場合。
  - (3) 他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が認めるとき。
  - (4) 天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、電気通信事業法に定められる重要通信を確保する必要がある場合。
  - (5) 当社の設備を不正アクセス行為から防御する必要がある場合。
  - (6) 前各号の他、当社が営業上又は技術上やむを得ないと判断した場合。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部を解約・廃止することができるものとします。この場合、利用契約のうち解約・廃止された本サービスにかかる部分は、解約・廃止の時点をもって当然に終了するものとします。
  - (1) 本サービス及びリソースメニューを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の全部又は一部が滅失又は復旧困難な程度に破損もしくは故障した場合。
  - (2) コロケーション事業者とのコロケーションサービスにかかる契約が契約期間満了、解除その他の事由により終了した場合。
  - (3) 前各号の他、当社が営業上又は技術上やむを得ないと判断した場合。
3. 本条に基づき本サービスの提供が停止された場合であっても、契約者は当該停止期間に係る利用料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は、本条に基づく本サービスの提供停止又は廃止により契約者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

### 第22条（契約者側事由による本サービスの提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、あらかじめ契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を停止できるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合（当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合を含みます。）は、当社は通知を行わずに本サービスの全部又は一部の提供を停止できるものとします。
  - (1) 利用契約の申込、又は本サービスに関連して契約者から当社になされた届出もしくは通知に虚偽の存することが判明したとき。
  - (2) 契約者が支払期日を経過しても利用料金等を支払わないとき（第三者を介して利用料金等及び割増金及び延滞利息を支払う場合の不払いも含みます。）。
  - (3) 契約者が本規約の規定に違反したとき。
  - (4) 本サービスの円滑な提供に支障が生じた場合に、契約者が当社の行う調査等を受けることを拒んだとき。
  - (5) 契約者が、当社が提供する他のサービスを利用している場合において、当該サービスの提供停止事由が発生し、又は提供を停止されたとき。

- (6) 契約者が本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備、機器、システム等に過大な負荷を生じさせ、もしくは著しい障害を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為をしたとき。
  - (7) 契約者が第27条（当社が行う解約）に定める解約事由のいずれかに該当したとき。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は何人に対しても、契約者に対する本サービスの提供停止義務を負うものではありません。
  3. 契約者が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて第1項各号に定める事由のいずれかに該当したときは、当社は、当該契約者が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの提供も停止することができるものとします。
  4. 本条に基づき本サービスの提供が停止された場合であっても、契約者は当該停止期間に係る利用料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は、本条に基づく本サービスの提供停止により契約者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第23条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を履行しなかったときは、各個別規定に定めるSLAの規定に基づき、リソースメニューの利用料金（契約者が定額の利用料金を支払っている場合における当該定額部分に限ります。次項において同じ。）の返金に応じるものとします。
2. 前項の返金の範囲は、契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、契約者がリソースメニューを全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。
3. 当社は、いかなる場合においても、前2項に定める返金額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。
4. コロケーション事業者の責めに帰すべき理由により本サービスの提供ができなかった場合であっても、当社が当該コロケーション事業者から損害賠償金を受領した場合には、当社は、当該受領額を、当該コロケーション事業者の責めにより本サービスの利用ができなかった全契約者に対する損害賠償額の上限として、前2項にしたがって損害賠償請求に応じるものとします。

## 第24条（免責）

1. 当社は、本サービスについて、本規約または適用になる個別規定に明示的に定めている場合をのぞき、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、本サービスの利用に起因して生じた損害について責任を負わないものとします。
2. 当社は、本規約の他の条項にかかわらず、天災・事変・パンデミック・エピソード・原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。
3. 当社は、本規約の変更により契約者が有する設備の改造又は変更等を要することとなった場合であっても、その費用を負担いたしません。
4. 当社は、前条及び本規約の他の規定に明示的に定める場合の他、契約者に対して一切の損害賠償責任及び利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。

## 第7章 利用契約の終了

### 第25条（契約者による本サービスの解約）

1. 契約者は、本サービスの利用契約を解約するときは、当社所定の方法に従い手続きするものとしします。
2. 前項の手続きがあった場合、本サービスの利用契約は当社が当該通知を受理した日をもって終了するものとしします。但し下記の場合は解約手続きができないものとしします。
  - (1) 有効なリソースメニューの利用契約がある場合。
  - (2) 支払期日を経過した利用料金の未払いが発生している場合。
3. 専用コントロールパネルの利用契約の解約に際する解除料は発生しないものとしします。
4. 契約者は本サービスの利用契約の成立後、リソースメニューの利用契約を終了させることで各個別規定に定める料金の支払い義務を終了するものとしします。ただし、既に契約者が利用した分については、当該料金の支払いを完了するまで上記債務を引き続き負うものとしします。
5. 各リソースメニューの利用契約の解約については、各個別規定に定めるものとしします。

### 第26条（当社が行う解約）

1. 当社は、第23条（契約者側事由による本サービスの提供停止）第1項に基づき本サービスの提供停止を受けた契約者に対して当社が催告をしたにもかかわらず、相当期間内に同項各号所定の事由が解消されない場合には、契約者に通知することにより、利用契約を解除できるものとしします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとしします。
  - (1) 契約成立後に、第4条（利用契約の成立）第2項各号に該当する事由その他当社が利用契約の締結を拒否すべき事由の存在が判明した場合。
  - (2) 契約者が第20条（禁止事項）第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合。
  - (3) 契約者に対する差押もしくは仮差押又は仮処分又は競売の申立てがなされた場合、又は契約者が強制執行もしくは滞納処分を受けた場合。
  - (4) 契約者の振出もしくは引受にかかる手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、又は契約者が銀行取引停止処分を受けた場合。
  - (5) 契約者が支払を停止した場合。
  - (6) 契約者につき破産、会社整理開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立てが行われた場合、又は契約者につき解散決議がなされた場合。
  - (7) 契約者に対し当社からの通知が到達しなかった場合、その他契約者の所在地が判明しなくなった場合。
  - (8) その他、契約者の信用状態が悪化し又はその恐れがあると当社が判断した場合。
  - (9) 第21条（反社会的勢力の排除）の規定に違反している事実が判明した場合。
3. 契約者が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちいずれかについて第1項又は第2項に定める解除事由が発生したときは、当社は、当該契約者が締結している他の全ての利用契約も解除できるものとしします。また、契約者が当社から他のサービスの提供を受けている場合において、当該サービスの利用契約の解約事由が発生したときは、当社は、本サービスの利用契約も解除できるものとしします。
4. 前2項に基づき利用契約が解除された場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとしします。

## **第27条（利用契約終了時の取扱い）**

利用契約の終了時点で存在する契約者の一切の債務については、利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

## 第8章 雑則

### 第28条（第三者への委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部又は一部を、当社の責任において、当社の指定する第三者に委託して行わせることができるものとします。

### 第29条（法令等による制限）

本サービスの取扱いに関しては、日本国及び外国の法令等により制限されることがあります。

### 第30条（契約者の地位の承継に伴う届出）

1. 合併、分割等により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併又は分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出るものとします。
2. 前項の場合において、契約者の地位を承継した者が2社以上ある場合は、そのうちの1社を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。
3. 前項の場合、当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社の判断で契約者の地位を承継した者のうちの1社を代表者とみなして取り扱うことができるものとします。

### 第31条（権利の譲渡等）

1. 契約者は、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与又は質入れ等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、契約者に対する何らの通知を行うことなく、利用契約に基づく当社の地位又は利用契約に基づき契約者に対して有する権利義務を金融機関その他の第三者に対して譲渡又は信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。契約者はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。

### 第32条（通知・連絡等）

1. 当社は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、契約者に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。
2. 当社がホームページへの掲載により契約者に通知・連絡等を行う場合には、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等を行う場合には、当該通知・連絡等が契約者に到達したときに、効力を生じるものとします。
3. 契約者が連絡先の変更等を怠ったために当社からの通知・連絡等が遅延又は不着となった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 第33条（本サービス及びリソースメニューを活用した第三者に対するサービスの提供）

1. 契約者が、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する場合は、当該第三者に対しても本規約及び個別規定等を遵守させるとともに契約者が全責任を負うものとし、当社は、契約者に生じたいかなる損害について一切の責任を負わないものとします。

2. 前項の場合において、当社に生じた不利益は全て契約者の負担とし、かかる事由により当社に損害が生じた場合には、当社は契約者に対してその損害の賠償を請求することができるものとし、ます。

### **第34条（準拠法）**

本規約又は各個別規定に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとし、ます。

### **第35条（合意管轄）**

本規約又は本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とし、ます。

### **第36条（分離可能性）**

本規約、又は各個別規定の条項の一部が、管轄権を有する裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けずに有効に存続するものとし、ます。

(2021年11月1日 制定実施)